

特集

格差拡大社会に挑む社会連帯論

ヨーロッパにおける社会的連帯のネットワークとシステム

—非営利・協同セクターの形成と公的セクターとの協働—

石塚秀雄

1. ヨーロッパの社会連帯と自立自助

日本に求められる社会連帯のネットワークとその構想力

社会連帯にはなによりも経済活動が重視されなければならない。日本の社会保障研究や運動にこれまで比較的欠けていた視点としては「社会連帯」、「自己責任」、「自立・自助」といった言葉を概念化してこなかったことではないだろうか。日本の社会保障制度の転換、いわゆる「新自由主義」化が始まると、「福祉的」思考は、市場的思考への有効な代案を提出できなかった。

新自由主義派などの言う「社会連帯」や「自立・自助」が「公的責任の放棄」であったり、単に「自腹」強制や「自業自得」思想でしかないことが明らかであるとしても、では、本当の正しくあるべき「改革」や「社会連帯」、「自立・自助」とは、具体的にどのようなものであるのか、という国民側からの主体的な提示が弱いことがなによりも問題とならなければならない。

EUやヨーロッパ諸国の社会政策にあって日本にないのは、まさに「社会連帯のネットワーク」とその構想力である。ヨーロッパではサードセクターとよばれるものである（日本の第三セクターとは違うもの）。それは社会的経済・連帯経済セ

クターとも言われ、日本では非営利・協同セクターともよんでいるものであり、非営利組織や各種協同的組織が市民活動や経済活動を行うものである。その特徴は、一般利益（公益または社会的利益）としての社会福祉サービスの提供を行うものを含み、経済活動重視であり、いわば非営利企業という新しい形態を作り出している。いわば消費者としての市民と、財サービスの生産者としての市民の権利の確立を目指したものである。ヨーロッパ各国およびEU（アムステルダム条約、マースリヒト条約、リスボン条約など）でいう社会的連帯とは、国家・市場がカバーする領域においても市民権の拡大を行うものであり、その活動分野は文化、保健医療、社会サービス、社会福祉、海外支援、保険共済、社会的ツーリズム、在宅介護、仕事おこし・起業、障害者の社会的経済的挿入、貧困対策、教育・訓練サービス、文化経済活動、社会的金融、マイクロクレジット、社会的弱者の雇用など多岐にわたりつつある。

福祉国家の揺らぎと社会サービスにおける非営利・協同セクター

1990年代から地域またはコミュニティにおける社会サービスの非営利・協同セクター化がヨーロッパで進み始めた。それはいわゆる福祉国家の揺らぎ・転換の時期と重なる。これまでヨーロ

パの福祉国家を支えた陰の存在は、家庭（世帯）であった。家庭内福祉が縮小していったときに、次にどのアクターがその役割を担うのだろうか。1970年代以降ヨーロッパでは新しくサードセクターあるいはコミュニティセクターを創出する必要が認識され、そのセクター構築の取り組みが新たに始められたのである。それはルソー的な従来国家と国民との社会契約ということではなくて、市民社会の中での社会的連帯という新しい契約の考え方であり、社会的経済セクターはそれを実現する場として登場してきたのである。この点をぬきにしては、福祉国家から福祉社会へというヨーロッパのスローガンも理解ができず、単なる福祉国家の崩壊と営利化社会への道としてしか理解されないのである。

2. ヨーロッパの社会連帯の起源とサードセクター

日本の公私二元論とは異なるサードセクター

ところで、ヨーロッパの社会福祉や医療サービスは、歴史的に見ると教会の慈善組織や19世紀に入ってから協同組織（協同組合、共済組合、アソシエーションなど）によって提供され形成されてきたものであり、福祉国家による社会保障制度は、そうしたものを利用および引き継いだものとして登場してきたのである。この点で日本とは歴史的に社会保障制度の発生の仕方に違いがある。現在、日本では社会福祉や医療供給では公的セクターと営利セクターの二元論的な発想が支配的である（医療機関が非営利であるという法的条文はさておくとして）。

ヨーロッパでは福祉国家の変化にともない1980年代後半から福祉多元主義の問題として非営利・協同セクターの存在が取り上げられるようになった。スウェーデンのV.ベストフは、福祉ミックスの三角形としてその三点に政府（公的セクター）、市場（営利セクター）、世帯（コミュニティ）を置き、三角形の真ん中に位置するものとしてサードセクターをおいた。

サードセクター論と「第三の道」論の共通点と相違

日本では、社会福祉がもっぱら、国家による再配分機能の強化という文脈で議論されるのに対して、ヨーロッパでは、基本的に、3つの経済活動セクターの混合型、すなわち、「多元的経済」として議論がなされている。そこで「政府の失敗」と「市場の失敗」に伴う、この二つのセクターが手をつけられない分野をサードセクターが進出するという図式で一般的に説明されている。サードセクターは、K.ポランニが言う、互酬的な経済活動だけの領域をいうのではない。またサードセクターあるいは社会的経済・連帯経済は、イギリスのブレア政権時代のいわゆる「第三の道」の議論と同一のものでもない。たしかに、その歴史的としてルーツとして以下に挙げるローマ法王回勅が上げられたりする「第三の道」は、そうした歴史的出自を自ら重視したものでもなく、ブレアの旧社会民主主義の否定とアメリカのクリントン政権の干渉的自由主義（資本主義市場干渉）の組み合わせの考えであって、日本では民主党が興味を示したものであった。サードセクター論と「第三の道」論の共通点は、新自由主義的な市場唯一論に歯止めを掛けるという点であるが、最大の相違は、第三の道はおおざっぱな体制論であり、誰がそのアクターなのかということがあまり明確でないことである。一方サードセクター論は基本的に自主的、社会連帯的な経済活動・社会福祉活動領域のアクターに議論が限定されている。またNPOはその中の一部であり、それも経済アソシエーションあるいは事業NPOが主体である。社会政策的には雇用と社会福祉サービスが中心であるという点にも特徴がある。社会と経済を結びつけるという点は、これまで経済学などからは否定的な評価を受けていたが、最近は企業の社会的責任などが注目されているように、時代の流れは変化してきているといえる。

ヨーロッパにおける社会連帯論のルーツと議論展開

ヨーロッパにおける社会的連帯のルーツについて若干触れておきたい。社会連帯という言葉はイデオロギー的にはなによりもカトリック社会正義論の影響がある。1891年にローマ法王レオ13世による回勅「レールム・ノバルム（新体制）」が出された。この回勅は「資本と労働」の対立、「国家と市民社会」との対立という当時のヨーロッパ社会に支配的な社会主義イデオロギーと自由主義的資本主義イデオロギーの二つに対抗する、「第三の道」としての人間主義的な労働者の連帯の方向性を新しい体制として示したものである。この40年後の1931年に出された、ローマ法王ピウス11世の回勅「クワドラヘシモ・アンノ（40年目）」は、当時のヨーロッパのファシズムと人民戦線運動の対立図式の中で、やはりキリスト教社会正義の立場から、労働者のあり方の第三の道を提起したものであった。回勅では所有の社会的・公共的性格を否定する「個人主義」、そして所有の社会的・個人的性格を否定する「全体主義」のいずれをも否定した。そして連帯と補完（サブシデアライ、国家にたいする地方やコミュニティの対等原則）および参加という理念を強く押し出したのである。この理念は今日のEUヨーロッパ連合条約の中に明記された基本理念であり、それに基づく社会政策におけるサードセクター（社会的経済・連帯経済セクター）の重視が行われているのは、長年の社会連帯的運動を背景にしているのである。

3. アソシエーションの自由とは自主的経済活動の自由を含む

ヨーロッパでは歴史的に経済活動の自由が重視されてきた

日本ではこうした議論が歴史的に展開されなかった。その一例は、日本の憲法21条第1項の「結社の自由」が極めて狭義に捉えられていることにも見られる。日本国憲法の英語表現では「フ

リーダム・オブ・アソシエーション」となっているが、一般に21条の解釈は、集会・結社の自由というひとまとめで考えられて、思想信条の自由や政治的活動の自由などと解釈されてきており、市民活動の自由としては1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）の成立に前後して解釈が加わったにしか過ぎない。ヨーロッパ各国の憲法やアソシエーション法などと大きく異なる点は、日本ではアソシエーションの性格としての経済的活動が議論にならなかったという点である。結社の自由とは政治的・社会的・文化的・市民的・経済的活動の自由を含むものであり、ヨーロッパにおいては歴史的に、経済的活動の自由が重視されてきたのである。

公的・非営利・営利セクターを有効に組み合わせる社会的国家

いまのところ社会保障制度政策の転換の中で、「公的制度」の充実を主張する従来型の「普遍主義」のイデオロギーは、新自由主義派に対抗する言語（用語）を新しく作ることはできていない。日本において「福祉」概念は、労働や経済とはリンクしないものというのがこれまでの常識であろう。そのために、welfare（福祉）からworkfare（労働）へというイギリスのブレア政権時代のスローガンも、福祉の解体や市場化という否定的なイメージとしてのみ捉えるという傾向があったと思われる。

したがって国民にとって「社会連帯」や「自立・自助」、「自己責任」とはなにかを具体的なモデルとして説明する必要がある。いまやスウェーデンを含めて、どこにも純正な福祉国家モデルは存在しない。見るところ、公的セクター、非営利セクター、営利セクターの有効な組み合わせによる混合型「福祉国家」というものが有効性を示しているのである。それは最近のヨーロッパの議論の中では「社会的国家」という表現にも示されている。

4. 社会的パートナーとしての社会的連帯経済

ヨーロッパ各国における社会的経済・連帯セクターの現状と特徴

ヨーロッパでは、社会的経済・連帯経済セクターが経済全体に占める割合は約10%と言われる。以下、いくつかの国の事例を示す。

イタリアでは医療社会福祉分野だけを見てもアソシエーションが14,000、社会的協同組合が4,000の合計18,000あまり、また公共公益サービス部門でも約20万のアソシエーションが存在する。社会的企業については2006年に新たに法律が制定されている。倫理銀行などにより社会的金融ネットワークも15年前より構築が進んでいる。

ドイツでは、「自立・自助」はたとえば協同組合の原則として掲げられている言葉でもある。ドイツには70万のアソシエーション(NPO)がありそのメンバー数は4100万人であり、国民の半数に当たる。その中には「自助組織」とよばれるアソシエーションが10万(会員数総計300万人)ほど存在し、その3分の2は医療福祉関係のアソシエーションである。これらの自助組織グループは、1995年頃からの医療政策の転換により、医師会や疾病金庫などと協働し、医療評価機関などを作るなど、医療政策にも参加している(全国団体としてNAKOSがある)。また障害者共同作業所は一般に「平等福祉団体」と呼ばれるものが多数存在し、さらに障害者雇用の社会的企業、社会的弱者むけの労働統合企業(インテグレーションフィルメン)などが数多く存在する。

スウェーデンには、自治体の運営によるSAMHALLという障害者雇用企業が1980年に設立されて現在約370事業所、従業員27,000人(うち障害者21,400人)存在する。それとは別に経済アソシエーションが500程度存在し社会的弱者の労働支援分野を中心に事業を行っている。

フィンランドは2004年4月に社会的企業法を制定して、政府が社会的経済の推進を行っている。

この社会的企業はアソシエーションと社会的協同組合の2種類があり、障害者の従業員比率は30%以上と規定されている。政府から雇用補助金が一人あたり430から770ユーロ支給される。

イギリスでは1998年より政府は「コンパクト」という方式で、地方自治体とコミュニティセクターの社会的企業との契約化、パートナーシップによる社会福祉分野の事業活動を行っている。また政府は2002年頃から政策的に社会的企業を促進し、コミュニティ益に貢献する認定をして補助金を出している。2006年にはサードセクター局を設置した。「ソーシャル・エンタープライズ・ロンドン」は15,000の社会的企業、50万人を組織し、そのうち3割が医療社会福祉分野である。

フランスはヨーロッパで1970年代以降もっとも社会的経済・連帯経済のネットワーク化が進んでいる国である。政府・地方自治体が意識的にこの社会的セクターを支援してきた。現在、社会的企業の範疇に入る者は約17万存在する(アソシエーション145,000、協同組合21,000、共済組織2,000など)。フランスでは協同組合や共済組合といった従来型の経済組織と新しく概念化された連帯経済のアクター(アソシエーションなど)との協働が社会的金融面でもすすんでおり、社会福祉の分野での取り組みが拡大してきている。雇用問題では、政府の雇用局(ANPE)と社会的企業の協働の取り組みも進んでいる。公的資金と事業収入および、2001年に作られた勤労者貯蓄法を利用した、社会的経済・連帯経済セクターの社会的金融ネットワーク制度(連帯的勤労者貯蓄を含む)も市民による新たな資金調達と社会的企業の発展の道具になっている。また2003年の「公的調達法」も社会的企業の支援に活用されている。さらに2004年の「公私パートナー法」による自治体における社会的セクターの活用にも応用されている。

事業組織の展開や運動が進む中で社会的セクターへの行政の認知が高まった

とはいえヨーロッパにおいて政府が非営利・協同セクターを十分に理解し認知してきたのかとい

えば、そうではない。たしかに日本に比べれば制度的に高い認知はうけていると言える。

日本では、「協働」という言葉で行政がNPOなどと協力するといった現象が見られるが、これに対しては、行政が非営利セクターを安上がりな下請けとして使おうとして、対等なパートナーとは見ない傾向があるという点や、非営利セクターは安上がりの労働を提供することによって他の労働者の足を引っ張るという批判がある。この後者の主張は、福祉社会サービス分野での民営化反対の議論に伴って、非営利セクターがあたかもスト破りのような役割をしているかのような批判と言えるが、こうした批判が、不十分な批判であることは、日本における最近の賃金労働の破壊、格差社会議論から見ても、賃金破壊の要因は、資本主義的な労働市場そのものに内在しているのであって、非営利セクターがその先兵になっていないことは明らかである。

ヨーロッパにおいても社会的経済・連帯経済セクター（非営利セクター）が政府から認知され始めたのは1980年代からである。フランスでは1981年に社会的経済省庁間代表局がスペインでは社会的経済局が1989年に設置された。イタリアでは1991年に社会的協同組合法とボランティア法が施行された。いずれも社会的セクターの事業組織の展開や運動があつてこそ、行政の認知は進むのである。

雇用、医療、社会サービス分野への非営利・協同セクターの進出

協同組合、共済組合、アソシエーション、財団法人などは、次第に中央政府や地方自治体との有力なパートナーとして認知されていく。雇用、社会サービス、社会的総合・社会的排除の克服（すなわち、日本の最近の用語でいうならば格差社会の克服）などの分野ですすんでいる。医療分野では、病院、看護センター、高齢者施設、障害者施設、社会的弱者施設など非営利・協同セクターが占める割合が高い。たとえば、オランダの病院はすべて非営利であり、フランスを例にとると、非営利セクターの比率は病院20%、介護社会サー

ビス50%などを占める。

EUではボランティア組織（および財団）の推進について1997年に方針を出しているが（COM241、1997）、そこで重視されている役割は「雇用の創出、積極的な市民活動、民主主義」であり、公権力に対する市民的利害の表出である。ボランティア組織と財団は、市民および諸個人が自ら意思決定して自己変革と社会変革をするための民主主義を体現するものとして位置づけられている。また政治経済のグローバル化に対して地域民主主義と福祉を守るものとしてボランティア組織の役割が強調されている。

公益性の追求と新しい公共領域の発見・発展

行政による非営利・協同セクターの認知は、何が「公益」なのかということにかかる。公益とはヨーロッパ的用語表現でいうと、一般益、公共益、社会的共同益などの言葉になる。EU諸国においては、一つには、政府がすべきサービスを民間の非営利・協同組織が代行するから、それらの組織に公益性があると見なすという論理がある。もう一つは、政府に関わりなく、社会の中の人々の共通益の追求をしている組織に対する評価である。政府は逆に、これらの非営利・協同組織の自主性に依拠することによって社会的福利の実現を図る手段とするという立場を取る。これはいわゆる「新しい公共領域」の発見・発展という議論につながるものである。

行政と非営利・協同セクターのパートナーシップの関係は、補助金、委託、契約という事業関係となり、公益性を付与された場合は当然ながら税優遇などの特権が与えられる。ヨーロッパにおいてはアソシエーションの財源として補助金が多くを占める。傾向として一例を挙げると、事業アソシエーションの収入比率は、ドイツの場合は事業32%、公的資金64%、寄付4%、スペインの場合は事業49%、公的資金32%、寄付19%となっている（1999年）。

民主的参加がキーワード

地方自治体と非営利・協同セクターとの関係は、医療社会福祉サービスばかりでなく、市民的権利、社会的保障、雇用や地域開発問題など、総合的に社会的・経済的な発展の問題として捉えるという視点がヨーロッパ的な視点である。ヨーロッパにおいてはサードセクターでは何よりも民主的参加がキーワードである。「社会的パートナーシップ」という関係が行政と非営利・協同組織との関係であり、官僚的統制を極力排除した「補完原則」が取り入れられている。ヨーロッパレベルでは「地域社会的経済」、「ヨーロッパ社会的経済地域自治体ネットワーク」など多くの部門別のヨーロッパ代表組織が行政と非営利・協同セクターとの関係の調整を行っている。

5. 社会的企業の出現

新しい社会福祉サービス担い手の法整備が進んでいる

ヨーロッパでいう社会的企業とは主として雇用、福祉、障害分野の非営利・協同セクターの企業を指す。それは3つの経済分野に関わることが可能である。非市場分野としての公的セクターにおいては、補助金や委託・契約などの形で、市場分野では競争相手として、またコミュニティの分野では互酬的経済や非貨幣的な経済さらには準市場・内部市場のアクターとして活動することができる。アメリカ型の社会的企業とは重なる点もあるが異なる点もある。ヨーロッパ型は法人形態の多様性が特徴であり、協同組合、共済組合、アソシエーション、非営利組織、ボランティア組織、財団、会社などが含まれる。ヨーロッパ主要各国における新しい社会福祉サービスの担い手のための法整備は1990年代から徐々に整備されてきており、これらはいずれも社会的企業という呼び方で包括されつつあるのである。

以下に例をあげる。

- ①イタリア：社会的協同組合法（1991年）、ボランティア組織法（1991年）。社会的企業法

2006年。

- ②イギリス：コミュニティ利益会社法（2004年）、
③スペイン：労働会社法（2005年改正）、社会的イニシヤティブ協同組合法（2003年）、
④ベルギー：社会的利益協同組合、非営利アソシエーション法（2002年改正）
⑤フランス：社会的共益協同組合法（2003年）
⑥ポルトガル：社会的連帯機関法（1983年）
⑦ギリシャ：社会的協同組合法（1999年）
⑧フィンランド：社会的企業法（2004年）

ヨーロッパにおける社会的企業の定義（ボルザガ・ドゥフルニ、2001）はつぎのようなものである。

「経済的企業的側面」

- ①財・サービスの生産供給の継続的活動：財サービスの生産供給。伝統的NPO、財団との違い、経済活動。
②高度の自立性：外部からの管理はない自分の事業。場合によっては公的補助金に依存。社会的資本、社会的資源の活用。
③経済的リスクの高さ：メンバーが資金・資源・財政の確立持続のリスクに責任。
④有償労働：市場、事業の継続性、専門性と労働者の存在。貨幣的資源と非貨幣的資源（たとえばボランティアなど）の結合。

「社会的側面」

- ①コミュニティへの貢献：地域、コミュニティ、特定の社会集団への社会的責任。
②市民グループが設立する組織：コミュニティあるいは一定のニーズをもった人々によって、共同の活力によって作られる企業。
③資本所有に基づかない意思決定：協同組合原則「一人一票」原則（「一株一票」でない）。出資者を含めた諸当事者（ステークホルダー）。民主的な管理。
④利潤分配の制限：利潤極大化は行わない。（NPOは利潤配当禁止原則、協同組合は利潤の

制限的配当の原則がある)

社会的企業の主要活動分野

- ①労働統合・労働挿入: 失業克服、仕事作り、障害者労働統合
- ②対人サービス: 近隣サービス、高齢者介護、保育、社会的弱者、社会的統合
- ③地域開発: 近隣開発、社会開発、住宅問題、産業活性化、地域経済活性化、住民参加。

6. 社会的格差すなわち労働の問題

若者・障害者雇用におけるヨーロッパ型社会的企業の試み

EU社会政策において、社会的弱者(若者、障害者など)の就労または雇用の分野においてこそ社会的企業の役割が重視されてきている。たとえば、日本で障害者の就労は福祉的就労という概念があるが、これは「労働」という概念には包摂されない。ヨーロッパでは社会的統合あるいは社会的包摂という言葉が使われて、ノーマライゼーションの一環として、障害者の社会化としての労働の問題が取り組まれている。滋賀県に本拠を置く「共同連」はみずからの障害者共同作業所をイタリアの社会的協同組合になぞらえて社会的事業所と呼んでいるが、日本においてもヨーロッパ型の社会的企業のころみが進んでいるといえる。

社会的弱者(障害者、長期失業者)の労働統合の社会的企業のモデルは、

- (1)就労能力化型(労働市場における employability の増加を目指す)。
- (2)恒常的自主財政的仕事の創出型(経済的に安定して暮らせることを目指す。企業が公的補助金を受ける)
- (3)恒常的補助金による就労的労働挿入型(比較的重度の障害者を対象。公的補助金を十分に受けてこそ、「保護的労働作業所」(ポルトガル、スウェーデン、アイルランド)と「補助金受給労働企業」(ベルギー)は、心身障害者の生産的活動を様々に提供することができる。この労働は障害者たちに「社会的なアイデンティティ」

を構築させ、また一定の職業的能力を身につけさせることを目的とする)

- (4)生産的活動を通じての社会復帰型(主として深刻な社会的問題を抱える人々、アルコール中毒者、薬物中毒者、前科者などを対象)

こうした労働挿入のための社会的企業は、J. ドゥフルニなどの調査研究によれば、ヨーロッパ各国で総計30以上の形態をもって存在している。その法人形態は、協同組合、共済組織、アソシエーション、財団など様々である。

7. 日本での非営利・協同セクターまたは社会的企業の発展のための課題

日本ではサードセクター構築の意識が不足している

日本はこのままでは「社会的」価値さえも、営利セクターによって乗っ取られるおそれがある。市民社会が非営利・協同セクターを主体的に構築することがなければ、社会的な経済活動も営利会社などが行うことになるのである。国民・市民みずからが「社会連帯」、「自立・自助」、「自己責任」の経済的活動の発展を促進するという共通意識を持つことが必要である。

現在日本では、非営利・協同セクターに関係すると考えられる法改正がいくつか行われている。最近では、農協法、生協法の改正が行われた。農協・生協という2大グループは、実質的に非協同組合化路線を徐々に進んでいるといえる。現在その最大の難点は、ヨーロッパにみられるようなサードセクター構築の意思が残念ながら不足していることである。一方、労働者協同組合やワーカーズコープは「協同労働協同組合法」の新法設定の運動を行っている。制定のための議員連盟もできるという話も出ているようである。私としては、ヨーロッパ各国の社会的企業法といった性格のものが日本でもできれば良いと考える。

公権力統制強化による活動制限が懸念される

一方注目すべきは、政府が一連の法人制度改革を進めていることである。公益法人法の改正作業がすすんでいるが、公益法人が作りやすくなったというメリットはある一方で、非課税となる特定公益法人についての認定は都道府県毎の公益認定等委員会が行うことになり、公益法人の運営に対する公権力の統制が強化される。このことは、いわゆる自立・自助的であるべきアソシエーション活動が制限される懸念と、公益というものが官益であるという従来の解釈が強化されることを示す。またさらに懸念されることは、保険業法改正と関連商法の改正により、保険と共済の二つの概念を明確に分けていた特定利用者と不特定利用者の学問的概念区分を無視および廃止して、すべてを保険市場にとりこみ自主的な共済活動が否定されることも、結社の自由と併せて、市民的な経済活動の自己責任、自立自助、社会的連帯を否定することになり、市民社会の窒息という事態をもたらしかねないものである。

会社法、公益法人法のもとでも社会的企業創出は可能

また、会社法改正では、1人法人や1円会社の設立も理屈上可能になり、また会社の営利性・非営利性の区分は消滅した。一方、企業の社会的責任、社会的責任投資、環境、コンプライアンスなどの強調は、それが基本的に営利動機に促されるにしても、逆に言えば会社の「社会性」が営利目的に必要なものとされると判断されていると考えれば、社会的経済・連帯経済との接触面も作られるのであって、会社法や公益法人法にもとづいて、実質的に社会的セクターにおける社会的企業を創出することは可能になってきている。

ヨーロッパの社会連帯は、いわゆる社会的セクターの存在を重視し、その法制度の整備、行政との社会的パートナーシップ、非営利・協同組織の自主・自治の重視を基盤にしたものとして成立している。新しい「福祉国家」は社会的セクターのネットワークなしには運営できないことをヨー

ロッパの事例は示している。

(いしづかひでお・特定非営利活動法人非営利・協同総合研究所のちとくらし主任研究員)